

新型コロナウイルスに関する 感染症の現状と対策

令和2年3月2日(月)

厚生労働省

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年3月1日 18時時点

	中 国	香港	日本 ¹	韓国	台湾	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム	マレーシア	オーストラリア	米国	カナダ
患者数	79824	95	10	254	3736	39	102	1	42	16	25	25	69
死亡者数	2870	2	0	6	18	1	0	0	0	0	0	0	20

	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	UAE	フィンド	フィンラ	フィン	インド	イタリア	英國	ロシア	スウェーデン	スペイン	ベルギー
患者数	100	66	1	1	21	3	3	3	1128	23	5	13	13	45	1
死亡者数	2	0	0	0	0	0	1	0	29	0	0	0	0	0	0

	エジプト	イラン	イスラエル	レバノン	クウェート	バーレーン	オマーン	アフغانニスタン	イラク	アルジエリア	オーストリア	スイス	クロアチア	ブラジル
患者数	1	593	7	4	45	41	6	1	13	1	10	18	18	7
死亡者数	0	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	ジョージア	パキスタン	北マケドニア	ギリシャ	ノルウェー	ルーマニア	デンマーク	エストニア	オランダ	サンマリノ	リトアニア	ナイジエリア	アイスランド	アゼルバイジャン
患者数	3	4	1	4	15	3	3	1	7	1	1	1	1	1
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	ペルー	ニュージーランド	メキシコ	カタール	ルクセンブルク	モナコ	エクアドル	その他 ²	合計
患者数	1	1	2	1	1	1	1	1	706
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	0	2980

※1 うち22例は無症状病原体保有者（症状はないが、検査が陽性となつた者）

※2 国際輸送案件として、日本において、クルーズ船の乗員乗客のうち、新型コロナウイルスが陽性と確認された件

新型コロナウイルス感染症の発生状況

【国内事例】※ 括弧内は前日からの変化

PCR検査陽性者	うち無症状者		うち有症状者		うち軽～中等症の者 ※ ²	うち人工呼吸器又は集中治療室に入院している者 ※ ²	うち確認中	うち入院機中の者	うち死亡者	症状有無確認中
	うち退院した者	うち入院治療をする者	うち退院した者	うち入院治療をする者						
国内事例 (チャーター便帰国者を除く)	239※ ¹ (+15)	18 (+1)	5 (+1)	13 (-1)	221 (+15)	27	188 (+14)	95 (+5)	23※ ³ (+9)	65 (+1)
チャーター便帰国者事例 (水際対策で確認)	15	4	4	0	11	7	4	4	0	0
合計	254 (+15)	22	9 (+1)	13 (-1)	232 (+15)	34	192 (+14)	99 (+5)	23※ ³ (+9)	65 (+1)

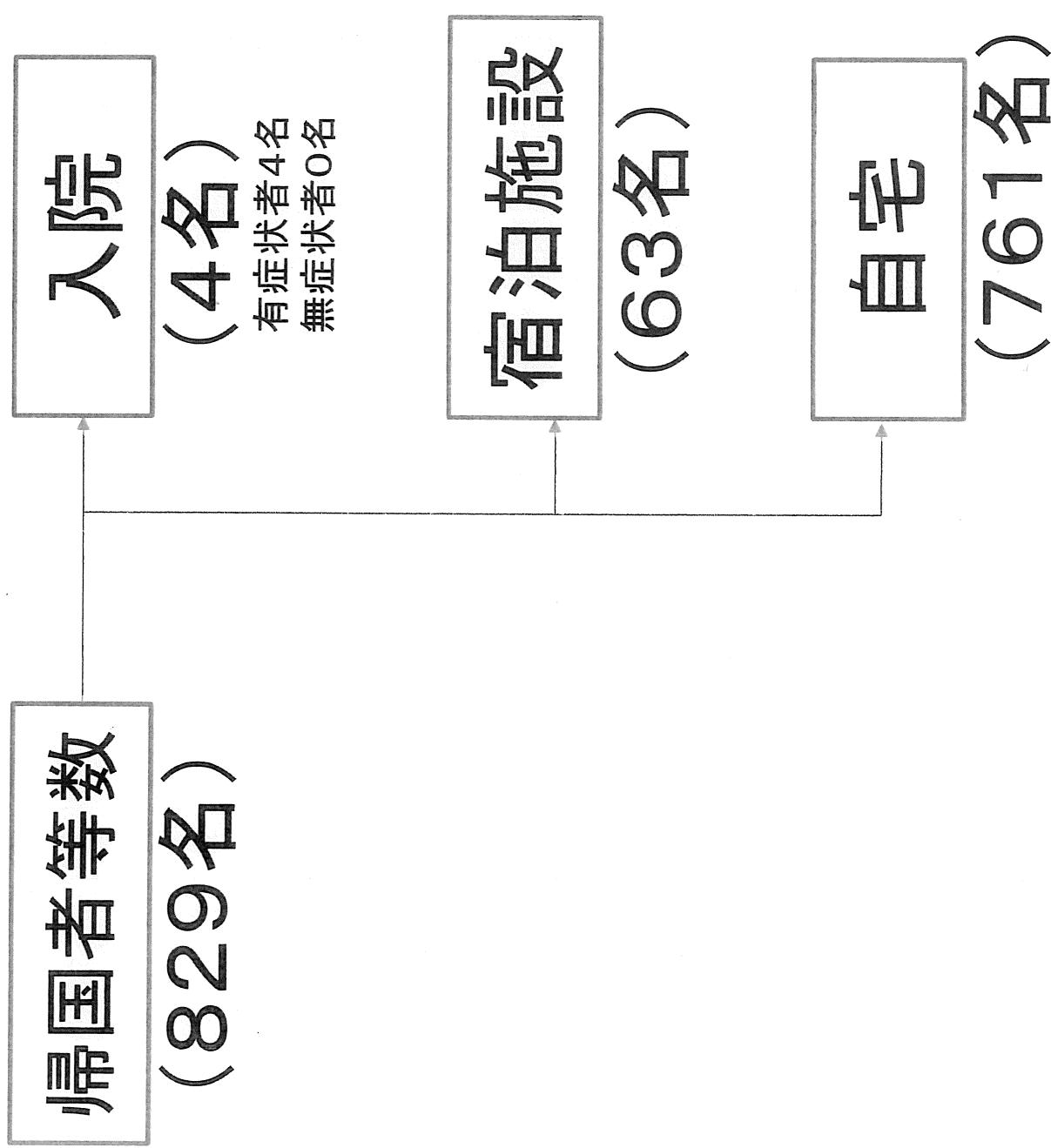
※1 うち日本国籍の者200人
 ※2 今までに重症から軽～中等症へ改善した者は1名
 ※3 死亡により1名減、新規重症者により1名増加、結果として変化なし
 ※4 8名が重症から軽～中等症へ改善。

【上陸前事例】※ 括弧内は前日からの変化

PCR検査陽性者	無症状者		人工呼吸器又は集中治療室に入院している者※ ⁴	死亡者
	無症状者	退院している者		
クルーズ船事例 (水際対策で確認) ※3月1日下船完了	706	392 (+23)	112 (+23)	35 (+1) 7※ ⁶ (+1)

※4 那覇港出港時点の人数。うち日本国籍の者1,341人
 ※5 うち1名は、チャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表
 ※6 うち1名は、チャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表
 ※7 この他に藤田岡崎医療センターから退所した11名（無症状・陽性）がいる。

武漢等からの帰国者等の現在の滞在場所(3月1日18:00現在)



14日間の宿泊施設滞在を経て自宅に帰宅した者は749名
残る12名については2／15付オロアップ期間終了

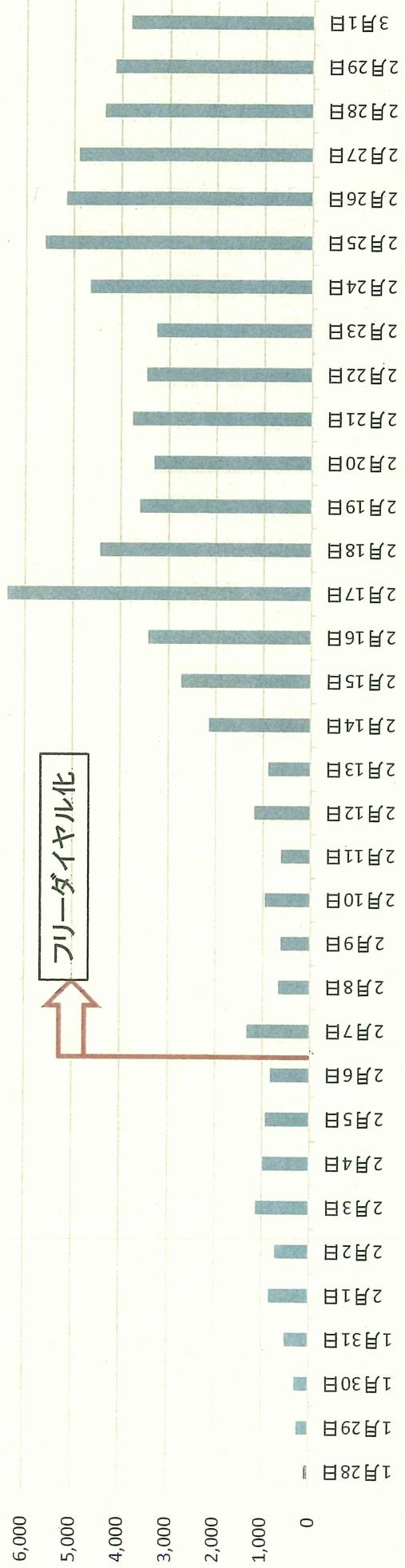
新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口 (コールセンター)の対応状況等について

【相談体制】外部委託(180回線、過去7日分)

	相談を受けた件数	
コールセンター	FAX(*1)	メール(*2)
2月24日(月)	4,651件	1件
2月25日(火)	5,608件	1件
2月26日(水)	5,153件	3件
2月27日(木)	4,890件	6件
2月28日(金)	4,349件	3件
2月29日(土)	4,140件	8件
3月1日(日)	3,809件	1件
		10件

(*1) 2/14正午設置 (*2) 2/19正午設置 (全日本ろうあ連盟ホームページで周知)。

相談件数の推移



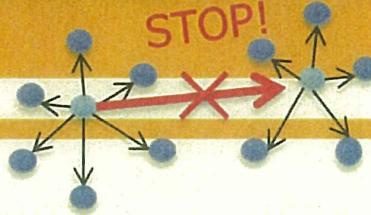
新型コロナウイルス感染症に係る国内の体制整備について

3/1(日)
17時時点

	帰国者・接触者相談センター	(参考) 一般電話相談窓口
設置目安	各保健所への設置を目指す ※保健所件数：472件（H31.4.1）	二次医療圏に1カ所以上 ※二次医療圏数：335（H30.4.1）
設置件数	47都道府県、537施設 で設置 ※2/12に全都道府県での設置を確認、 前日比±0施設	47都道府県、843施設 で設置 ※2/13に全都道府県での設置を確認、 前日比±0施設
対応件数	相談件数は全国で 61,967件 (2/3～2/29) ※前日比578件増加	帰国者・接触者外来の受診者 数は全国で 2,035件 （2/1～ 2/29） ※前日比29件増加
その他	保健所のほか、県庁や市役所の感染症 対策担当課に設置している都道府県も ある。 ・全都道府県が24時間土日も対応可能 である（各ホームページ上でも公表）。 ・2/27に相談件数の増加が著しい27都道 府県に電話回線の状況を聴取したが、 特段輻輳は生じていない。	専用回線を設置している都道府県は神 奈川県含め22都府県。 ・都道府県とは別に一般電話相談窓口を 設置している市町村もある。 ・843施設のうち感染症指定医療機関は 396施設。

新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために

感染拡大を防ぐために



国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止です。

＜感染経路の特徴＞

※「小規模患者クラスター」とは

感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆一方、スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テントなどでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、

「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

国民の皆さんへのお願い

- ◇ 换気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性がありますが、現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年3月1日版

部屋を分けましょう

◆個室にしましょう。食事や寝るときも別室としてください。

- ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお薦めします。
- ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。

◆ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。

トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

◆使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。

◆マスクの表面には触れないようにしてください。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。

◆マスクを外した後は必ず石鹼で手を洗いましょう。

(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

こまめに手を洗いましょう

- ◆こまめに石鹼で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

換気をしましょう

- ◆ 定期的に換気してください。共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ 共用部分（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。
 - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
 - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。
- ◆ トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。
 - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
 - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ 洗浄前のものを共用しないようにしてください。
 - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ 体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。
 - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。その後は直ちに石鹼で手を洗いましょう。

- ご本人は外出を避けて下さい。
- ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。

新型コロナウイルスに関連したこれまでの対応（放課後児童クラブ・保育所関係）

1月31日

「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」
（放課後児童クラブ・保育所関係）

→入国規制の地域から帰国した子ども等については、放課後児童クラブ・保育所の利用を控えるよう要請。また、マスク利用を含む咳工チケットや手洗い、アルコール消毒等の感染対策の重要性を周知。（2/13,27に入国規制の地域を更新。）

2月18日

「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」
（放課後児童クラブ・保育所関係）

→都道府県等は必要であると判断した場合、市区町村に対し、放課後児童クラブ・保育所の臨時休園等を要請。
(また、都道府県等から要請がない場合でも、市区町村は必要な臨時休園等を行うことが可能。)

→2/25に第二報として、感染した子どもが放課後児童クラブ・保育所を利用していた場合、市区町村は速やかに臨時休園を判断するよう依頼。

2月25日

「保育所等における感染拡大防止のための留意点について」
（放課後児童クラブ・保育所関係）

→放課後児童クラブ・保育所の職員について、出勤前に発熱や呼吸器症状がある場合には、出勤を行わないことを徹底。
また、利用児童についても、発熱等がある場合には利用を断る取り扱いとする旨を周知。

2月27日

「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する対応について」
（放課後児童クラブ）
（別添1）

→放課後児童クラブ・保育所について、感染の予防に留意した上で、原則として開所するよう依頼。

2月28日

「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等における一斉臨時休業に関するQ&Aの送付について」
（放課後児童クラブ関係）
（別添2）

→文部科学省から学校の教員が放課後児童クラブに携わることが可能な旨のQ&Aが発出されたことを周知。

「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する放課後児童健全育成事業に対する財政措置について」
（放課後児童クラブ関係）
（別添3）

→放課後児童クラブの開所に伴い、追加的に生じる費用については、国庫負担割合を10/10として補助。

2月29日

「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業及び運営に関する基準」の解釈について
（放課後児童クラブ関係）
（別添4）

→放課後児童クラブの運営については、省令上の経過措置である「令和2年3月31日までに修了することを予定している者に該当するもの」として、放課後児童支援員の要件を満たすものとみなして差し支えない、との解釈を周知。

小学校の臨時休校に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援について

(子ども・子育て支援交付金(内閣府所管))

今般の小学校の臨時休業に伴い、午前中から放課後児童クラブを開所する等、追加で生じる費用については、今回の措置の特殊性に鑑み、国庫補助の対象とするもの。

補助概要

<基準額>

○小学校の臨時休業に伴い、午前中から運営する場合に加算するもの
1 支援当たり・1日当たり 10,200円

○小学校の臨時休業に伴い、支援の単位を新たに設けて運営する場合に加算するもの
1 支援当たり・1日当たり 36,000円

<財源>
税財源

<保護者負担>

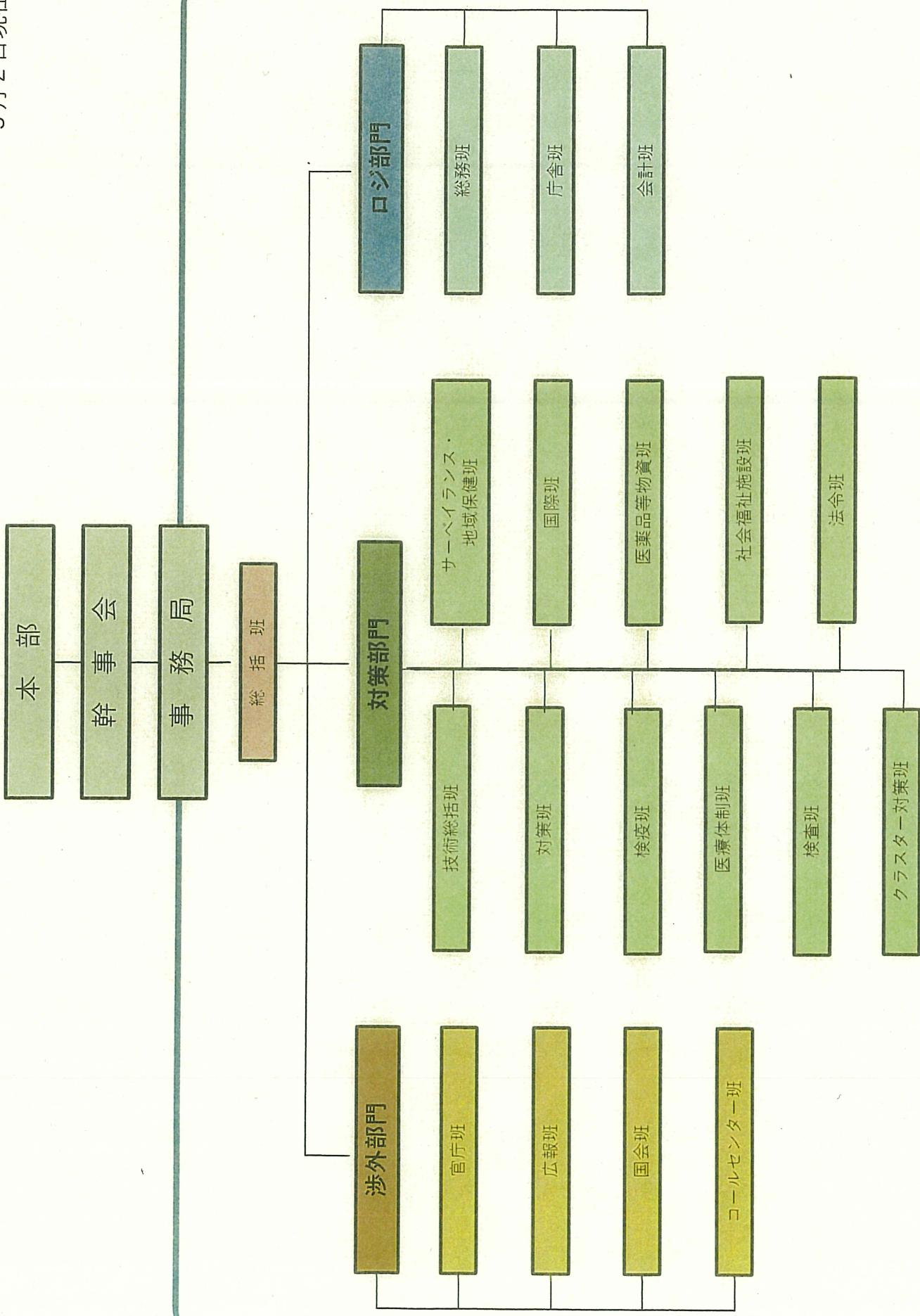
今回の措置の特殊性に鑑み、保護者負担は求めないこととする。

<負担割合>

今回の措置の特殊性に鑑み、国庫負担割合 10／10とする。

新型コロナウイルスに関する感染症対策に閣連した厚生労働省対策推進本部 体制図

3月2日現在



新型コロナウイルス感染症への対応

1 現状

- 3月2日午前7時時点の感染者数は約87,000人。【更新中】

中国:79,824人(死亡2,870人)(対前日比+210人(注)、死亡+1人)

韓国:3,736人(死亡18人)(死亡+34人)(+210人(注))、死亡+1人)

イタリア:1,694人(死亡34人)(+566人、死亡+5人),

イラン:978人(死亡54人)(+385人、死亡+11人), 日本:239人、独:131人,

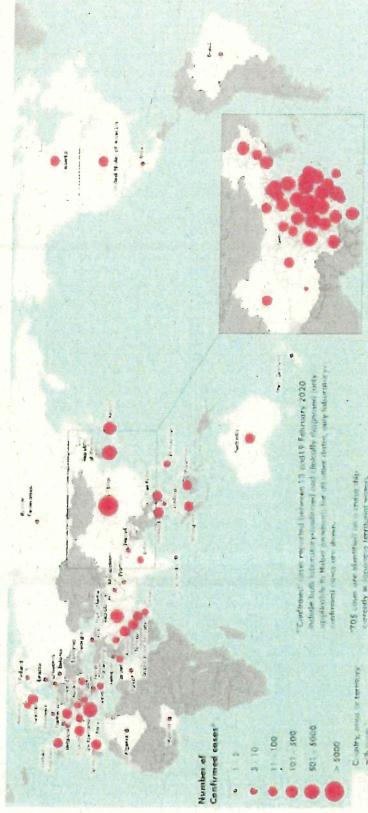
仏:130人、シンガポール:102人、香港:95人、スペイン:73人、米:69人、

クウェート:46人、タイ:42人、バーレーン:41人、台湾:40人、

英:35人、馬:29人、豪:26人、スイス24人、ア首連21人、カナダ:20人、

ベトナム16人、ノルウェー:15人等、その他(国際船舶でのケース):705人

(注:韓国のみ前回比(韓国は毎日午前9時と午後4時頃に発表。))



※日時は日本時間

令和2年3月2日午前7時現在
外務省

2 我が国の対応

【中国全土】

- 1月21日、感染症危険情報「レベル1」(注意喚起)を発出。
- 31日、感染症危険情報を「レベル2」(不要不急渡航自粛勧告)に引き上げ(ただし、湖北省は「レベル3」のまま)。
- 2月12日、一時帰国や中国への渡航延期の至急の検討要請を含むスポット情報を発出。

【湖北省】

- 1月24日、感染症危険情報「レベル3」(渡航中止勧告)を発出。
- 31日、過去14日以内に同省に滞在歴のある外国人等につき上陸拒否の対象となり得る旨閣議了解。
- 2月17日、チャーター機5便到着。1月29日以降計828人帰国(うち邦人720人)。帰国希望の全邦人が帰国。支援物資搬送(邦人・中国向け)。

【浙江省】

- 2月12日、過去14日以内に同省に滞在歴のある外国人等につき上陸拒否の対象となり得る旨閣議了解。
- 14日、浙江省温州市に感染症危険情報「レベル3」(渡航中止勧告)を発出。

【韓国】

- 2月25日、大邱広域市及び慶尚北道清道郡に感染症危険情報「レベル2」(不要不急渡航自粛勧告)を発出。
- 26日、過去14日以内に大邱広域市及び慶尚北道清道郡に滞在歴のある外国人等につき上陸拒否の対象となり得る旨閣議了解。
- 28日、韓国全土(大邱広域市及び慶尚北道清道郡を除く)に対する感染症危険情報「レベル1」(注意喚起)を発出。
- 3月1日、大邱広域市及び慶尚北道清道郡の感染症危険情報を「レベル3」(渡航中止勧告)に引き上げ。

【イラン】

- 2月26日、イラン全土に感染症危険情報「レベル2」(不要不急渡航自粛勧告)を発出。
- 28日、コム州、テヘラン州及びギーラーン州に感染危険情報「レベル3」(渡航中止勧告)を発出(イラン全土(左記3州を除く)は「レベル2」のまま)。

【イタリア】

- 2月27日、ロンバルディア州、ヴェネト州及びエミリア＝ロマーニャ州に感染症危険情報「レベル1」(注意喚起)を発出。
- 3月1日、ロンバルディア州、ヴェネト州及びエミリア＝ロマーニャ州の感染症危険情報を「レベル2」(不要不急渡航自粛勧告)に引き上げ。
- その他の
- 2月6日、香港発船舶ウエスティルダム号に乗船中の外国人につき上陸拒否の対象となり得る旨閣議了解。
- 12日、感染症発生の恐れある旅客船に乗船する外国人につき上陸拒否の対象となり得る旨閣議了解。

主要国・地域の渡航情報(3／2現在)

令和2年3月2日 外務省

	中国本土	湖北省
韓国	渡航是非の検討勧告	渡航中止の勧告
台灣	不要不急の渡航自粛勧告	
米国	渡航中止の勧告	
豪州	渡航中止の勧告	
英國	不要不急の渡航自粛勧告	渡航中止・退避の勧告
フランス	不要不急の渡航自粛勧告	渡航自粛の勧告

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度の創設）

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設。

●事業主

①又は②の子の世話をを行うことが必要となつた労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給(※))の休暇を取得させた事業主。

① 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等(※)に通う子

※小学校等：小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子

●支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※ 支給額(8,330円を日額上限とする。)

※ 大企業、中小企業ともに同様。

●適用日：令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給

新型コロナウイルスに関する文部科学省の主な対応状況について

令和2年3月2日
文部科学省

文部科学省では、事態に適切かつ迅速に対処するため、文部科学省新型インフルエンザ等対策本部（本部長：文部科学大臣）を開催。

政府全体の方針の下、教育機関や研究機関をはじめ全ての文部科学省関係機関と連携し、以下のような取組等を実施中。

【学校等に対する要請】

- 学校における手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- 児童生徒等が感染した場合に、必要に応じて感染した児童生徒の2週間の出席停止措置
- 卒業式・入学式等に関し、参加人数の抑制や予行の取りやめなど実施方法の工夫
- 児童生徒等が感染した場合のほか、感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業
- 全国の小中高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業

※2月28日付で事務次官通知を発出。加えて、一斉臨時休業に関するQ&A、教育課程関係の参考情報、幼稚園の対応について事務連絡を発出。

※臨時休業に伴う子供の居場所の確保のための通知を本日（3月2日）中に発出予定→【参考資料】

【児童生徒等の心のケアに関する対応】

- いじめや偏見等の相談窓口として「24時間子供SOSダイヤル」を周知
- いじめや偏見の防止等のための大蔵メッセージを公表、ホームページやSNS等を通じて周知

【高校入試・大学入試に関する要請】

- 受験会場の衛生管理体制の構築、受験生や保護者に対する情報提供や相談体制の整備
- 入学試験が延期等となった場合の問合せ窓口の設置や受験機会の確保
- 各大学が追試験や振替受験等措置を行った際にその旨を報告

【留学生への支援】

- 奨学金の柔軟な取扱いなど中国や韓国に留学中の日本人学生に対するメッセージを発信

【日本人学校への支援】

- 例えば中国湖北省又は浙江省から帰国した児童生徒について、特に症状が無くても2週間は外出を控えることなど、中国から帰国した児童生徒等の取扱いについて考え方を整理
- 学校や保護者からの相談がさらに増えることを想定し、公益財団法人海外子女教育振興財団等に、就学支援に係る保護者向け相談窓口を開設
- 中国から帰国した児童生徒等の速やかな受入れに向けて、教育委員会等に対し学齢簿の弾力的な取扱いを行うよう要請
- 公益財団法人海外子女教育振興財団等に、就学支援に係る保護者向け相談窓口を開設

【調査研究の推進】

- 遺伝子組み換え実験を行う場合のカルタヘナ法上の大臣確認について、通常の審査期間（2週間）を大幅に短縮（3日）して申請のあった2件を確認決定
- 新型コロナウイルスに関する簡易検査キットや治療薬、ワクチンの開発等に対して、科学研究費助成事業特別研究促進費による助成を決定（2/20）

【スポーツ・文化関係イベントに係る要請】

- マスクの着用や手洗い、会場におけるアルコール消毒液設置などのイベント開催時の感染症対策
- スポーツ関係団体に対し国際競技大会等の延期等についての情報収集
- 全国的なスポーツ・文化イベント等について中止、延期又は規模縮小等

【情報提供・広報】

- 文部科学省ホームページに特設ページを開設するとともに、最新情報をTwitterやFacebookなどのSNSで適時発信

【その他】

- 時差出勤やテレワークについて、常勤職員の半数を目標として実施
- 文部科学省主催のイベント等について当面の間中止、延期又は規模縮小等の対応を実施

令和2年3月2日

臨時休業に伴う子供の居場所の確保のための通知概要

保護者の事情により、自宅で過ごすことが困難な児童が放課後児童クラブを利用する必要性が高まっており、従来の受け入れ人員を超過する可能性が高いことから、
① 教職員が放課後児童クラブ等の業務に携わること
② 学校が自ら児童を受け入れること
などを促進するために考え方を整理した。

本日（3月2日）中に、各自治体等に対して厚生労働省と連名の通知を発出予定。

【通知の概要】

1. 子供の居場所確保の推進

(1) 放課後児童クラブ等の業務に教職員が携わることについて

教職員が日常的に放課後児童クラブ等の業務に携わることは想定されないが、人
的体制を確保する上で、学習指導や生徒指導等に関する業務に携わることは可能。

なお、学校の教職員については、学校が臨時休業中であっても様々な業務が想定
されることに留意（学級担任による児童生徒への連絡や家庭訪問など）。

(2) 学校において子どもを預かることについて

設置者の判断により、以下のように柔軟に対応することも可能

- ・保護者のやむを得ない事情で自宅で過ごすことが困難な小学校低学年の児童を対
象に、通常の課業時間において学校に受け入れ、自習活動等を実施
- ・地域住民等の参画を得て行う「放課後子供教室」の活用

(3) その他の留意事項

- ・環境衛生管理に留意すること。
- ・学校給食の提供について、家庭や地域の実情を踏まえ適切に検討すること。
- ・特別支援学校等の児童生徒について、福祉事業所等における受け入れ準備が整うま
での間、学校で受け入れるなど配慮を行うこと

2. 学校の余裕教室等の一層の活用

3. 放課後児童クラブに関する財政措置

追加で生じる放課後児童健全育成事業にかかる費用は、保護者負担を求めず、国
庫負担割合を10/10として補助することを予定。

4. 放課後等デイサービス事業所等の対応

- ・障害福祉サービス等報酬や運営基準等は、柔軟な取扱いを可能とすること
- ・臨時休業日に支援を提供した場合、休業日扱いで基本報酬を算定してよいこと

5. 子どもの居場所確保の推進に関する状況の把握について

各都道府県等に対し、現行の状況の把握を行うことを予定。

新型コロナウイルス感染症対策に係る政府内の体制

2020年3月2日
内閣官房

新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長：内閣総理大臣
副本部長：内閣官房長官、厚生労働大臣
本部員：全国務大臣

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会

議長：危機管理監
構成員：関係府省庁の局長級

新型コロナウイルス感染症専門家会議

座長：脇田（国立感染症研究所所長）
副座長：尾身（地域医療機能推進機構理事長）

連絡会議

総理、官房長官、厚労大臣、官房副長官
危機管理監、副長官補、厚労省医務技監
案件により関係府省庁次官等

各府省庁

厚生労働省

連携・調整チーム

チーム長：厚生労働事務次官、内閣官房副長官補（内政）
各省から厚生労働省に駐在メンバーを派遣

自治体 医療機関

WHO

新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について

内閣官房（官邸対策室）
令和2年3月1日17時現在

国内感染の拡大防止対策

○国内の発生状況

- ・感染症患者217人　うち死亡5人（3/1現在）

＜国内事例（チャーター便帰国者を除く。）＞

年代	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90~	調査中/非公表	計
男性	4	1	6	10	17	28	34	19	12			131
女性	1	11	6	11	12	16	13	3	1			74
計	4	2	17	16	28	40	50	32	15	1	1*	206*
うち死亡								1	3		1*	5*

※濃厚接触者について：健康観察終了14人、健康観察中27人、なし1人、
調査中164人　＊年代・性別非公表の1人を含む

＜チャーター便帰国者＞

年代	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90~	調査中	計
男性	1		1		4	4						10
女性					1							1
計		1		1	4	5						11

※濃厚接触者について：健康観察終了2人、健康観察中3人、なし5人、
調査中1人

・このほか、無症状病原体保有者22人（うち4人はチャーター便帰国者）を確認
決定（1/28）→施行（2/1）

○新型コロナウイルス感染症を指定感染症等として定める政令案を閣議
決定（1/28）→施行（2/1）

○新型コロナウイルス感染症について、検疫法上の隔離・停留を可能と
する措置を講ずるほか、無症状病原体保有者を入院措置・公費負担等
の対象とする政令案を閣議決定（2/13）→施行（2/14）

○出入国管理及び難民認定法の適用について、本邦への上陸の申請日前
14日以内に中国湖北省における滞在歴がある外国人等の上陸拒否に係
る閣議了解（1/31）→香港発船舶ウエスティルダムに乗船している外
国人を上陸拒否の対象に追加（2/6）→上陸拒否の対象となる地域、
旅客船の包括指定を行つて機動的な水際対策を可能とする閣議了解
(これに基づき、浙江省を追加。)（2/12）→本邦への上陸の申請
日前14日以内に大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡における滞在
歴がある外国人の上陸拒否に係る閣議了解（2/26）

各国の感染状況（2/28 10:00現在）

国名	感染者数	死者数
中国	78,824	2,788
日本	217※1,2	5※1,2
その他国・地域（46）	3,331	62
国際船舶	705	6※2

※1 このほか、無症状病原体保有者数：22
※2 3月1日17時現在。

1/31（日本時間）WHO緊急委員会は「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言

感染症危険情報

レベル3（最も危険）：中国（湖北省、浙江省温州市）、イラン（コム州、テヘラン州、ギーラーン州）
レベル2（不要不急輸出自粛勧告）：中国（その他の地域）、韓国（大臣が輸出貿易出荷書類）
レベル1（注意喚起）：イタリア（ロンバルディア州、ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州）、韓国（その他の地域）

国民への情報提供等

【対策本部】「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」をとりまとめ／多数の方が
集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等について臨時休業を要請
／全国の小中高等学校、特別支援学校について特設ページを開設、随時更新
【内閣官房】首相官邸及び内閣官房に特設ページを開設、電話相談窓口を設置／「相
談・受診の目安」をとりまとめ
【厚労省】「新型コロナウイルスに関するQ&A」を発出し／電話相談窓口を設置／「相
談・受診の目安」をとりまとめ
【外務省】在中国大使館に武漢市在留邦人に向けホットラインを開設／感染症広域情報等を発出し

邦人退避に係る状況

・武漢からのチャーター便計5便が羽田着（1/29、30、31、2/7、17）
・帰国者828人のうち、患者11人、無症状病原体保有者4人を確認。
・国関係施設（埼玉県）滞在者：63人（3/1 17:00現在）
・健康観察期間終了時の再検査結果（施設滞在者のみ）：
　　・第1便、第2便及び第4便（陽性者0人）、第3便（陽性者1人）

クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」に係る状況

・乗船者：3,711人（乗員1,045人、乗客2,666人）（2/3現在）
　　→0人（乗員0人、乗客0人）（3/1 18:00見込み）
・関連の検査結果：
　　陽性確認705人（うち無症状病原体保有者延べ392人）／延べ4,061人（2/25現在）
　　陽性確認者のうち死亡6人（2/29現在）
　　このほかの陽性確認：検疫官3人、厚労省職員3人及び内閣官房職員1人（2/29現在）
・330人（乗員238人、乗客92人）が宿泊施設へ移動（3/1 14:00現在）

政府等の主要な対応

1/15 「新型コロナウイルスとの関連が疑われる肺炎に関する情報連絡室」設置
1/26 「新型コロナウイルスに関連した感染症に関する官邸対策本部」改組
1/30 「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置
【会議開催状況】
新型コロナウイルスに関連した感染症に関する閣僚会議（1/21、24）
新型コロナウイルス感染症対策本部会議（1/30から3/1まで、計16回）
新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会（1/30 2/25）
新型コロナウイルス感染症専門家会議（2/16、19、24）
新型コロナウイルスに関する閣僚会議（1/26、27、28、24）